

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：交通指導取締費

事業名 指導取締費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 交通部 交通指導課 電話番号：058-271-2424 (内 5111)

E-mail：c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 53,699 千円 (前年度予算額：56,879 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	56,879	11,077	0	0	0	0	5,193	0	40,609
要求額	53,699	11,130	0	0	0	0	4,051	0	38,518
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

交通指導課では、安全で円滑な交通社会を実現するため、各種取締機器の消耗資材や点検、交通切符の印刷、交通反則関係の通知のための郵便料などの経費を確保して、交通指導取締活動や交通事故事件捜査、暴走族対策等を適正かつ円滑に推進している。

交通事故死者数は、平成15年以降、年間200人を下回り、平成29年は75人、平成30年は91人、令和元年は84人と以前に比べて大幅に減少している。

引き続き、交通事故死者数の絶無を目指して交通取締活動等を強化するため、各種経費の確保が必要となる。

(2) 事業内容

適正な交通指導取締活動や交通事故事件捜査、暴走族対策を推進する。

(3) 県負担・補助率の考え方

「第10次岐阜県交通安全計画」の目標達成に向けた各種交通安全対策は、県が取り組むべきものであること、国庫補助対象事業については他の対象事業と同様の割合で国庫を充当していることから、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	12,912	交通指導取締・交通事故事件捜査用消耗品・印刷費、取締機器用電気代
役務費	39,367	交通取締・交通事故事件捜査用機器点検・郵便・通信費
その他	1,420	交通事故事件捜査用データベース利用料、デジタルカメラ更新整備
合計	53,699	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略
Ⅱ-2-(2)-③ 犯罪・交通事故防止の推進

「第10次岐阜県交通安全計画」

目標 交通事故のない社会を実現し、県民を交通事故の脅威から守る
当面の目標 令和2年までに、年間の24時間死者数80人以下、死傷者数9,000人以下

- 道路交通秩序の維持

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
犯罪や暴力、事故のない地域をつくる
- ・交通事故防止のための環境整備を進める

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
ひき逃げ事件の発生状況	(H)	72件 (H29)	98件 (H30)	86件 (R元)	(H)	%
暴走族等の取締り状況	(H)	147人 (H29)	80人 (H30)	102人 (R元)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

交通指導取締り及び交通事故事件捜査に対応するための事務的経費のため、目標を設定することは困難である。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
悪質・危険性、迷惑性の高い交通違反取締りの重点的实施
令和元年中の主な交通取締・検挙状況
- | | | | |
|----------|---------|------------|---------|
| 死亡ひき逃げ事件 | 1件 | 危険運転致死傷罪事件 | 11件 |
| 交通取締件数 | 97,511件 | 飲酒運転 | 318件 |
| 無免許運転 | 260件 | 速度違反 | 14,697件 |

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
令和元年中の交通事故発生状況は、人身交通事故件数、負傷者数とも前年と比較し約15.7～18.3%減少しており、交通事故抑止に一定の成果が認められる。交通事故死者数は84人と前年の91人から約7.7%減少しているが、引き続き取締りによる交通事故抑止を図る必要がある。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	交通指導取締り及び交通事故捜査に必要な事業であり、県民の安全・安心に直結するものであるから、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	適正な交通指導取締り活動や交通事故事件捜査、暴走族対策を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	業務の効率化や資機材の効果的な活用を図るとともに経費の節減に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 悪質・危険性、迷惑性の高い交通違反の重点的な取締りと適正な交通事故事件捜査に努めるには、取締機器の適正な維持管理と計画的な更新が必要となる。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き悪質・危険性、迷惑性の高い交通違反の重点的な取締りや交通事故分析に基づく効果的な指導取締りを推進する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	
--	--